

仕 様 書

1 件 名 令和 7 年度日本の一般廃棄物統計データの整備業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 7 年 8 月 2 9 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）ではこれまでに、環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査の約半世紀以上にわたる長期時系列データをアーカイブデータベース（以下「NIES-DB」と記す。）として整備し、その一部をホームページより公開してきた。今般、最新年度（2023 年度）の一般廃棄物処理実態調査結果が公表されたことから、本業務では、新たなデータを上記 NIES-DB に追加するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（１）追加データの整備

一般廃棄物処理実態調査結果のデータのうち、処理状況調査票の 2021～2023 年度のデータを NIES-DB に追加する。施設整備調査票データについては、2022 年度までのデータがすでに NIES-DB に格納されているので、2023 年度のデータを NIES-DB に追加する。

（２）非資源ごみ排出量のデータ整備

直近年の一般廃棄物処理実態調査では算出されている家庭系ごみ排出量（＝生活系ごみ排出量－集団回収量－生活系資源ごみ収集量－生活系直接搬入ごみのうち資源ごみの量）（混乱を避けるため、本業務においては「家庭系非資源ごみ排出量」という。）を過去の算出が可能な年次である 2012 年まで遡ってデータを算出し、NIES-DB に追加・整備する。同様の発想で事業系ごみについても、資源ごみ等を差し引いた量として「事業系非資源ごみ排出量」を算出し、NIES-DB に追加・整備する。その上で、これらの絶対値並びに一人当たりの量のデータについて、全国の経年変化と人口規模別の経年変化についての時系列分析を行う。

（３）市町村の事務組合費を含む費用データの追加

NIES では、各市町村の費用に一部事務組合等への分担金をそれぞれ含む総費用、総建設改良費、総処理及び維持管理費のデータを算出している。同様に、（１）で追加する年次のデータにもこの算出を行い、NIES-DB に整備する。なお、一部事務組合等のデータにおいては、上記費用データ三項目はブランク値とすること。また、全国並びに都道府県の費用データは当初から一部事務組合等の費用を含んでいることから、データ項目に混同がないようにデータを整備すること。

（４）広域化ブロックデータの整備

NIES から提供される都道府県の広域化計画の 95 の電子ファイルを用いて、広域化ブロックと各市町村との対応関係を示すデータテーブルを整備する。同じ都道府県においても複数の広域化計画が策定されていることから、各年度がどの対応関係を参照すべきかを把握しやすいようにすること。

（５）分析用マスター・データシートの作成

NIES 担当者との協議の上、最新年度（もしくは 2020 年度等の）の市町村合併状況並びに調査項目をベースとしたマスター・データシートを作成する。NIES-DB における過去のデータには市町村合併前の状態でデータがアーカイブされており、元データの保存という観点では意義のあるデータ整備となっているが、長期分析を行うには扱いにくいデータである。調査項目が変更された項目の扱いは NIES 担当者と協議の上、決定すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

・業務成果データを収録した電子ファイル（Excel ファイル） 一式

上記以外のファイル形式を用いるときは、NIES 担当者の了解の上で用いること。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。